

# 「とちぎ和牛」認定事務規定

(平成16年 4月 1日制定)

(平成19年 4月 1日改定)

(平成24年 4月 1日改定)

## 1. 目的

この規定は、一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会代表理事会長（以下「協会長」という。）が行う「とちぎ和牛」認定について、必要な事項を定める。

## 2. 認定手続き

「とちぎ和牛」取扱基準要領（以下「要領」という。）の第2－（2）エに定める手続きは次のとおりとする。

- (1) 「とちぎ和牛」の認定を受けようとする指定生産者又は指定生産者より委託を受け食肉市場等へ出荷を行う団体（以下「受託団体」という。）は、認定料を添えて、出荷申請書（別紙様式第1号）を協会長に提出するものとする。
- (2) なお、年間を通して認定を受けようとする出荷団体は、年間出荷計画（別紙様式第2号）を作成し、協会長の承認を受けるものとする。
- (3) (2)に定める、承認を受けた団体は、その計画の範囲において、指定生産者名、個体識別番号等を記載した書面を提出することにより、(1)の申請を省略することができる。
- (4) (3)の場合、認定料は出荷計画頭数分を前納することとする。

## 3. 指定生産者の手続き

要領第3－（4）に定める手続きは次のとおりとする。

- (1) 指定生産者の指定を受けようとする者は、指定生産者認定申請書（別紙様式第3号）を本協会長に提出するものとする。
- (2) 本協会会員が、生産者からの指定生産者認定申請書を取りまとめ、推薦書（別紙様式第4号）を添えて、協会長に申請するものとする。
- (3) 協会長は、申請の内容を審査し、合格した者に対して指定生産者認定証（別紙様式第5号）を交付する。

## 4. 取扱買参人の手続き

取扱買参人の認定申請に係る手続きは次のとおりとする。

- (1) 取扱買参人の認定を受けようとする者は、本協会会員の推薦書（別紙様式第6号）、認定申請書（別紙様式第7号）を協会長に提出する。
- (2) 申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに協会長に変更届（別紙様式第8号）を提出するものとする。
- (3) 協会長は、認定申請を受理した場合には、要領に定める認定基準に基づき速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定する。

- (4) 協会長は、前項において認定を可とした取扱買参人に対し、「とちぎ和牛」取扱買参人認定証（別紙様式第9号）を交付する。

## 5. 取扱指定店及び提供店の手続き

取扱指定店及び提供店の認定申請に係る手続きは次のとおりとする。

### (1) 取扱指定店

- ア 取扱指定店の認定を受けようとする者は、取扱買参人等の推薦書（別紙様式第11号）、認定申請書（別紙様式第12号、チェーン店等の場合は別紙様式第13号）により「とちぎ和牛」肉の仕入れ先を明確にし、「とちぎ和牛」を使用していることを証明する書面（供給証明書又は購入伝票等）を添付して、協会長に提出する。
- イ 申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに協会長に変更届（別紙様式第14号）を提出するものとする。
- ウ 協会長は、認定申請書を受理した場合には、要領に定める認定基準に基づき速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定する。
- エ 協会長は、前項において認定を決定した取扱指定店に対し、「とちぎ和牛」認定証（別紙様式第15号）を交付する。
- オ 指定店は、店頭又は店内の見やすい場所に認定証及び認定器材を掲出し、利用客に対するPRに努めるものとする。
- カ 自然災害等により入手が困難となった場合には、その旨表示し、速やかに確保に努めるものとする。

### (2) 提供店

- ア 提供店の認定を受けようとする者は、取扱指定店又は取扱買参人の推薦書（別紙様式第17号）、認定申請書（別紙様式第18号）に、「とちぎ和牛」を使用していることを証明する書面（「とちぎ和牛」取扱指定店からの供給証明書又は購入伝票等）を添付して、協会長に提出する。
- イ 申請書記載事項に変更が生じた場合は、速やかに協会長に変更届（別紙様式第19号）を提出するものとする。
- ウ 協会長は認定申請書を受理した場合には、要領に定める認定基準に基づき速やかにその内容を審査し、認定の可否を決定する。
- エ 協会長は、前項において認定を決定した提供店に対し、提供店認定証（別紙様式第20号）を交付する。
- オ 提供店は、店頭又は店内の見やすい場所に認定証を掲出し、利用客に対するPRに努めるものとし、メニューや器材等の表示の徹底を図るものとする。
- カ 自然災害等により入手が困難となった場合には、その旨表示し、速やかに確保に努めるものとする。

## 6. 共通事項

以下の事項について、取扱買参人、取扱指定店、提供店（以下、「認定者」という。）の共通事項とする。

- (1) 「とちぎ和牛」器材（盾、のぼり、ポスター等）については有償とする。  
但し、取扱店舗拡大推進等による新規取扱開始時又は、フェア開催時等においては、開催申請書の審査等、協会長の判断により無償とすることができる。  
また、器材を必要とする場合は、全国農業協同組合連合会栃木県本部に申し込むものとする。
- (2) 要領第6－(5)によるフェア等の開催については、肉の納入先である取扱買参人又は取扱指定店がフェア等開催申請書（別紙様式第22号）を協会長に提出するものとする。
- (3) 認定期間内にその認定を辞退するときは、辞退届（別紙様式第10・16・21号）を協会長に提出するものとする。
- (4) 協会長は、認定者が次の理由に該当する場合にその認定を取り消すことができる。
  - ア 営業を終了したとき。
  - イ 認定基準に該当しなくなった場合。
  - ウ 消費者の信頼又はイメージを著しく失墜させる行為を行った場合。
- (5) 協会長は、必要に応じて、別紙「とちぎ和牛流通調査実施要領」により認定者の販売実態の調査を実施するものとする。
- (6) 認定を受けたものが、認定を取り消された場合には、速やかにその認定証を返還するものとする。
- (7) 認定の更新については、取扱買参人、取扱指定店、提供店各々の推薦書（別紙様式第23・24・25号）並びに推薦店一覧表（別紙様式第26号）により毎年度4月1日付けで一括実施する。
- (8) 協会長は、認定者の店舗等の利用拡大を通じたイメージアップを図るため協会ホームページ等において広報宣伝を行う。